

# 名家連ニュース

平成 27 年 8 月 1 日 (土)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀場 洋二  
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 367 号

## 障害年金、不公平是正へ

### 厚労省・支給判定に数値目標 (中日新聞 7/31 記事抜粋)

国の障害年金を申請して不支給判定される人の割合に最大 6 倍の地域差ある問題で、厚生労働省の専門家検討会は 30 日、偏りが特に大きい精神・知的・発達障害の判定に関する新たなガイドラインをまとめた。障害者の生活能力を数値化した客観的な指標を盛り込み、判定の目安とすることで地域差による不公平の是正を図る。

厚生労働省はパブリックコメントの後、年内にも導入する考え。これまで厳しい審査で不支給や支給停止・減額とされた人には再申請を認める方針で、無年金・低年金者の救済が期待される。ただ、審査が緩やかだった地域では、支給打ち切りや減額とされる人が出る恐れもある。



### 年金支給の認定格差解消へ (毎日新聞 7/31 記事抜粋)

日本年金機構の認定医が申請者の障害の程度を判定して支給が決まるが、基準が明確でないことから地域差が生じていた。指針では「適切な食事ができるか」など生活に関する 7 項目を点数化し

て平均値を出し、日常生活にどれほど援助が必要かを 5 段階で示した評価とあわせて認定医の判断の目安にする。さらに、就労状況などの要素を考慮して総合的に評価する。

## 参考

厚労省は来年 1 月以降の運用開始を目指しています。障害基礎年金は日本年金機構が都道府県の医師（認定医）に審査を委託している。現行の診断書の判定基準が「日常生活が著しい制限を受け

る」などと抽象的なため認定医の裁量で支給の可否や障害等級の判定にばらつきが生じている。年間支給額は 1 級が約 98 万円、2 級が約 78 万円。3 級は支給されません。（文責：堀場）



## 家族の生活実態アンケート調査結果と精神保健・医療・福祉の提言について

### 名古屋市と懇談会を開催 (7 月 31 日)

懇談会は、障害企画課 (2 名) 名家連 (6 名)、懇談時間は約 100 分。平成 27 年度要望書では「I 型地活の全区設置」「昭和区など保健所相談員の複数体制」「住宅改造補助金制度の適用」について、また、アンケート調査結果と提言では、「普及啓発 (いじめ・不登校の体験者が 3 割~4 割を占めていること、病気と障害に対する情報がなく家族・本人も孤立しやすい現状)」「地域生活支援 (訪問型の支援策、家族の現状)」について、また、下記の事項についても忌憚のない意見交換を行った。

- ① 名鉄バスが 10 月 1 日から半額割引を実施。市バスも同様の扱いとする要望。
- ② 平成 27 年度の要望については 11 月 21 日 (土) に家族会と懇談会を行う。
- ③ アンケート結果・提言の関係部署への紹介、晴れときどき虹の進捗状況と広報なごやへの掲載など。
- ④ 家族への相談の現状と最近の相談者の困難事例など。

